

静岡大学と共同研究を 実施する企業の皆様へ



静 岡 大 学

2019年10月1日の契約日より 一般管理費が直接経費の30%になります！

「日本再興戦略2016」(2016年6月閣議決定)を受けて、経済産業省・文部科学省により平成28年11月に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が策定され、本格的な共同研究の推進に向けて、産学連携本部機能の強化、資金の好循環、知の好循環、人材の好循環について方策が示されました。

間接経費(本学の一般管理費に相当)に関しても言及されており、共同研究を進めていくにあたって発生するリスクを適切にマネジメントしながら、将来への投資を考え、一方では、必要性、用途の明確化や算定の根拠を示しつつ、適切な費用を設定していくことが求められています。

本学においても、これまでの一般管理費により充当してきた施設維持管理等に必要な経費とともに、産学連携活動の発展に向けた投資やリスク補完のための経費である「戦略的産学連携経費」を積み上げていくこととし、一般管理費を30%といたします。

なお、直接経費が50万未満の共同研究については、一般管理費を一律10万円といたします。少額の共同研究をご検討の企業におかれては、「学術・技術指導制度」の利用をお願いします。

戦略的産学連携経費の導入により、
今後、次のような取り組みを進めていきます。

- 専門知識を有する研究支援人材を確保し、共同研究の進捗サポートを行い、共同研究の円滑な実施に努めます。
- 企業の知的財産部門と協力しながら、大学の知的財産マネジメント体制を充実させます。
- 企業の営業秘密等の秘密情報の管理を適切に行う組織的対応を行い、安全・安心な共同研究環境の整備を行います。
- 共同研究成果の社会実装を積極的に進めるため、企業との橋渡しを行う産学連携コーディネータの拡充を行います。
- 大学の保有する共同利用設備の更新を進め、また最先端機器の導入などを計画的に行うことにより、共同研究や依頼分析において利用できる環境とすることで、国際的競争力のある成果を生み出す体制整備を行います。
- 企業との契約作業を円滑に進めるため、体制を整備し、増大する契約に対処することで締結期間の短縮を目指します。
- 国内法令(安全保障貿易管理等)や国際条約(生物多様性条約等)、利益相反(臨床研究法による利益相反体制を含む)等への対応を組織的にマネジメントし、研究活動を安全に進める環境整備を行います。
- 不正研究防止に努め、研究成果の安全性を確保します。
- 本学の研究ポテンシャルを調査し、本学の「強み」を明確にすることにより、戦略的な研究企画を充実させ、我が国のイノベーション創出に貢献します。

◇ 共同研究に関するお問い合わせ

イノベーション社会連携推進機構
053-478-1702

◇ 契約に関するお問い合わせ

学術情報部産学連携支援課
053-478-1666